

別紙

第1 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例） 関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項） 関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第42条の11の2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械</p>	<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例） 関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小企業者</p> <p>第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項） 関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第42条の11の2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 2 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 42 条の 12 の 6 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>第 42 条の 12 の 7 (事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (特定船舶の特別償却) 関係</p> <p>第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 2 (特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 2 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増</p>	<p>等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 2 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 42 条の 12 の 5 の 2 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (特定船舶の特別償却) 関係</p> <p>第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 2 (特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 2 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増</p>

改 正 後	改 正 前
償却) 関係	償却) 関係
第 47 条 ((特定都市再生建築物の割増償却) 関係	第 47 条 ((特定都市再生建築物の割増償却) 関係
第 48 条 ((倉庫用建物等の割増償却) 関係	第 48 条 ((倉庫用建物等の割増償却) 関係
第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却) 関係	第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却) 関係
第 2 章 準備金等	第 2 章 準備金等
第 55 条～第 57 条の 8 ((共通事項) 関係	第 55 条～第 57 条の 8 ((共通事項) 関係
第 55 条 ((海外投資等損失準備金) 関係	第 55 条 ((海外投資等損失準備金) 関係
<u>第 55 条の 2 ((中小企業事業再編投資損失準備金) 関係</u>	
第 56 条 ((特定災害防止準備金) 関係	第 56 条 ((特定災害防止準備金) 関係
第 57 条の 4 ((原子力発電施設解体準備金) 関係	第 57 条の 4 ((原子力発電施設解体準備金) 関係
第 57 条の 4 の 2 ((特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係	第 57 条の 4 の 2 ((特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係
第 57 条の 5 ((保険会社等の異常危険準備金) 関係	第 57 条の 5 ((保険会社等の異常危険準備金) 関係
第 57 条の 6 ((原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係	第 57 条の 6 ((原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係
第 57 条の 7 ((関西国際空港用地整備準備金) 関係	第 57 条の 7 ((関西国際空港用地整備準備金) 関係
第 57 条の 7 の 2 ((中部国際空港整備準備金) 関係	第 57 条の 7 の 2 ((中部国際空港整備準備金) 関係
第 57 条の 8 ((特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係	第 57 条の 8 ((特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係
第 57 条の 9 ((中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係	第 57 条の 9 ((中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係
第 3 章 削 除	第 3 章 削 除
第 4 章 鉱業所得の課税の特例	第 4 章 鉱業所得の課税の特例
第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係	第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係
第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例	第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例

改 正 後	改 正 前
第 60 条 ((沖縄の認定法人の課税の特例) 関係	第 60 条 ((沖縄の認定法人の課税の特例) 関係
第 5 章の 2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	第 5 章の 2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例
第 61 条 ((国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例) 関係	第 61 条 ((国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例) 関係
第 6 章 削 除	第 6 章 削 除
第 7 章 認定農地所有適格法人の課税の特例	第 7 章 認定農地所有適格法人の課税の特例
第 61 条の 2 ((農業経営基盤強化準備金) 関係	第 61 条の 2 ((農業経営基盤強化準備金) 関係
第 61 条の 3 ((農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係	第 61 条の 3 ((農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係
第 8 章 交際費等の課税の特例	第 8 章 交際費等の課税の特例
第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入) 関係	第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入) 関係
第 1 款 交際費等の範囲	第 1 款 交際費等の範囲
第 2 款 損金不算入額の計算	第 2 款 損金不算入額の計算
第 9 章 土地の譲渡等がある場合の特別税率	第 9 章 土地の譲渡等がある場合の特別税率
第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係	第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係
第 1 款 課税対象の範囲等	第 1 款 課税対象の範囲等
第 2 款 収益の額	第 2 款 収益の額
第 3 款 原価の額	第 3 款 原価の額
第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等	第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等
第 5 款 適用除外関係	第 5 款 適用除外関係
第 6 款 その他	第 6 款 その他
第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係	第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>	<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>
<p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関</p>	<p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関</p>

改 正 後	改 正 前
係	係
第1款 対象資産の範囲等	第1款 対象資産の範囲等
第2款 事業の用に供したことの意義等	第2款 事業の用に供したことの意義等
第3款 圧縮限度額の計算等	第3款 圧縮限度額の計算等
第4款 特別勘定	第4款 特別勘定
第5款 その他	第5款 その他
第66条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》 関係	第66条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》 関係
第66条の2 《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》 関係	第66条の2 《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》 関係
第1款 対象資産の範囲等	第1款 対象資産の範囲等
第2款 その他	第2款 その他
第66条の2の2 《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》 関係	第66条の2の2 《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》 関係
第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等	第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等
第66条の4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》 関係	第66条の4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》 関係
第1款 特殊の関係	第1款 特殊の関係
第2款 独立企業間価格の算定方法の選定	第2款 独立企業間価格の算定方法の選定
第3款 比較対象取引	第3款 比較対象取引
第4款 独立企業間価格の算定	第4款 独立企業間価格の算定
第5款 利益分割法の適用	第5款 利益分割法の適用
第6款 取引単位営業利益法の適用	第6款 取引単位営業利益法の適用
第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用	第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用
第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適	第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適

改 正 後	改 正 前
用	用
第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用	第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用
第10款 申告調整等	第10款 申告調整等
第11款 国外移転所得金額の取扱い等	第11款 国外移転所得金額の取扱い等
第12款 その他	第12款 その他
第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例	第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例
第66条の4の3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》 関係	第66条の4の3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》 関係
第1款 独立企業間価格の算定方法の選定	第1款 独立企業間価格の算定方法の選定
第2款 比較対象取引	第2款 比較対象取引
第3款 独立企業間価格の算定	第3款 独立企業間価格の算定
第4款 利益分割法の適用	第4款 利益分割法の適用
第5款 取引単位営業利益法の適用	第5款 取引単位営業利益法の適用
第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用	第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用
第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用	第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用
第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用	第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用
第9款 申告調整等	第9款 申告調整等
第10款 国外移転所得金額の取扱い等	第10款 国外移転所得金額の取扱い等
第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供	第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供
第66条の4の4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》 関係	第66条の4の4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 12 章 支払利子等に係る課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 ((国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)) 関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 ((対象純支払利子等に係る課税の特例)) 関係</p>	<p>第 12 章 支払利子等に係る課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 ((国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)) 関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 ((対象純支払利子等に係る課税の特例)) 関係</p>
<p>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 ((内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)) 関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 ((特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)) 関係</p>	<p>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 ((内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)) 関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 ((特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)) 関係</p>
<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 ((技術研究組合の所得の計算の特例)) 関係</p> <p>第 66 条の 11 ((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)) 関係</p> <p>第 66 条の 13 ((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)) 関係</p> <p>第 67 条 ((社会保険診療報酬の所得の計算の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 3 ((農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 4 ((転廃業助成金等に係る課税の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 5 ((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 6 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)) 関係</p>	<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 ((技術研究組合の所得の計算の特例)) 関係</p> <p>第 66 条の 11 ((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)) 関係</p> <p>第 66 条の 13 ((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)) 関係</p> <p>第 67 条 ((社会保険診療報酬の所得の計算の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 3 ((農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 4 ((転廃業助成金等に係る課税の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 5 ((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)) 関係</p> <p>第 67 条の 6 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>	<p>第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>

二 第 42 条の 5 ～第 48 条 ((共通事項)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却対象資産の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5～48 (共) -1 措置法第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 6 第 1 項、第 42 条の 12 の 7 第 1 項及び第 3 項並びに</u>第 43 条から第 48 条までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48 (共) -2 法人が、その有する減価償却資産又は繰延資産について、措置法第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第</u></p>	<p>(特別償却対象資産の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5～48 (共) -1 措置法第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2 第 1 項及び</u>第 43 条から第 48 条までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48 (共) -2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>42条の12の6第1項、第42条の12の7第1項から第3項まで及び第43条から第48条までの規定（同法第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の14の3第1項、第68条の15第1項、第68条の15の5第1項、第68条の15の6の2第1項、<u>第68条の15の7第1項から第3項まで</u>、第68条の16から第68条の20まで、第68条の24、第68条の27、第68条の29、第68条の31、第68条の33、第68条の35及び第68条の36の規定を含む。）による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項（同法第68条の40第1項を含む。）に規定する特別償却不足額若しくは措置法第52条の2第4項（同法第68条の40第4項を含む。）に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定（同法第68条の41の規定を含む。）による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産又は繰延資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</u></p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>42の5～48（共）－3 措置法第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の4、<u>第42条の12の6、第42条の12の7（第2項及び第5項に係る部分を除く。）</u>、第43条から第45条の2まで及び第46条の2から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規</p>	<p><u>5の2第1項</u>及び第43条から第48条までの規定（同法第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の14の3第1項、第68条の15第1項、第68条の15の5第1項、第68条の15の6の2第1項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の24、第68条の27、第68条の29、第68条の31、第68条の33、第68条の35及び第68条の36の規定を含む。）による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項（同法第68条の40第1項を含む。）に規定する特別償却不足額若しくは措置法第52条の2第4項（同法第68条の40第4項を含む。）に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定（同法第68条の41の規定を含む。）による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>42の5～48（共）－3 措置法第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の4、<u>第42条の12の5の2</u>、第43条から第45条の2まで及び第46条の2から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>④1 例えば、中小企業者等（措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</p> <p>2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産又は繰延資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第 52 条の 2 第 5 項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第 1 項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第 4 項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>措置法第 52 条の 3 第 3 項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。</p>	<p>象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>④1 例えば、中小企業者等（措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</p> <p>2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第 52 条の 2 第 5 項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第 1 項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第 4 項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>措置法第 52 条の 3 第 3 項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。</p>

三 第 42 条の 12 の 4 （（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 12 の 4-4 措置法令第 27 条の 12 の 4 第 3 項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 30 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)</p> <p>42 の 12 の 4-5 措置法令第 27 条の 12 の 4 第 3 項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、30 万円以上、60 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 12 の 4-9(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (42 の 12 の 4-9(2)に掲げる場合にあつては、42 の 12 の 4-9(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 12 の 4-4 措置法令第 27 条の 12 の 4 第 2 項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 30 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)</p> <p>42 の 12 の 4-5 措置法令第 27 条の 12 の 4 第 2 項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、30 万円以上、60 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 12 の 4-9(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (42 の 12 の 4-9(2)に掲げる場合にあつては、42 の 12 の 4-9(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p>

四 第 42 条の 12 の 6 ((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 42 条の 12 の 6 ((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係</p>	<p>第 42 条の 12 の 5 の 2 ((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12の6-1 措置法第42条の12の6第1項に規定する認定導入事業者が、その取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42の12の6-2 措置法第42条の12の6第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(以下「供用年度」という。)において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額を控除した金額</p> <p>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込ま</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12の5の2-1 措置法第42条の12の5の2第1項に規定する認定導入事業者が、その取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42の12の5の2-2 措置法第42条の12の5の2第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(以下「供用年度」という。)において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額を控除した金額</p> <p>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込ま</p>

改 正 後	改 正 前
<p>れる金額による。</p> <p>2 認定特定高度情報通信技術活用設備の供用年度において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の12の6第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</p>	<p>れる金額による。</p> <p>2 認定特定高度情報通信技術活用設備の供用年度において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の12の5の2第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</p>

五 第42条の12の7（（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の12の7（（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除） 関係</u></p> <p><u>（事業適応繰延資産に該当するもの）</u></p> <p><u>42の12の7-1 措置法第42条の12の7第1項の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用のうち繰延資産となるものには、同項の情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアの初期費用で令第14条第1項第6号ロに掲げるもの（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び同条第2項に規定する前払費用を除き、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものに限る。）が該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42の12の7-2 措置法第42条の12の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作（以下「取得等」という。）をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応設備（以下「情報技術事業適応設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したもとして取り扱う。同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等（以下「生産工程効率化等設備等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>(分割払の事業適応繰延資産)</u></p> <p><u>42の12の7-3 法人が措置法第42条の12の7第2項又は第5項に規定する事業適応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、同条第2項の特別償却限度額又は同条第5項の繰延資産税額控除限度額は当該費用を支出した日の属する事業年度において支出した金額を基礎として計算することとなり、当該金額に未払金の額を含めることはできないのであるが、分割して支払う期間が短期間（おおむね3年以内）である場合において、当該金額に未払金の額を含めることとしているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42の12の7-4 措置法第42条の12の7第4項に規定する税額控除限度額を計算する場合における情報技術事業適応設備の取得価額は、次に掲げる場合</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>には、それぞれ次に定める金額による。同条第6項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額を計算する場合における生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>① (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等（以下「情報技術事業適応設備等」という。）の供用年度において、当該情報技術事業適応設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の12の7第4項の規定による税額控除限度額又は同条第6項の規定による生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p>	

六 第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(耐用年数等の改正が行われた場合の特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52 の 3-4 法人が前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額について措置法第 52 条の 3 第 5 項の規定により益金の額に算入する場合において、特別償却対象資産に係る法定耐用年数(繰延資産にあつては、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間。以下「法定耐用年数等」という。)が当該特別償却準備金を積み立てた事業年度後に改正されたときには、改正後の法定耐用年数等が適用される事業年度における同項の規定の適用に当たっては、同項に規定する耐用年数等は改正後の法定耐用年数等によることに留意する。</p>	<p>(耐用年数の改正が行われた場合の特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52 の 3-4 法人が前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額について措置法第 52 条の 3 第 5 項の規定により益金の額に算入する場合において、特別償却対象資産に係る法定耐用年数が当該特別償却準備金を積み立てた事業年度後に改正されたときには、改正後の法定耐用年数が適用される事業年度における同項の規定の適用に当たっては、同項に規定する耐用年数は改正後の法定耐用年数によることに留意する。</p>

七 第 55 条の 2 ((中小企業事業再編投資損失準備金)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 55 条の 2 ((中小企業事業再編投資損失準備金)) 関係</u></p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>55 の 2-1 措置法第 55 条の 2 第 1 項の規定は、法人が同項に規定する株式等(以下「株式等」という。)の同項に規定する取得(以下「取得」という。)後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、同項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)である場合でなければ適用がないことに留意する。</p> <p>⑥ 当該事業年度後の事業年度においては、中小企業者でなくなった場合においても、他の要件を満たす限り、同項の中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要はない。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(評価減の額の区分)</u></p> <p><u>55 の 2-2 法人が、各事業年度において措置法第 55 条の 2 第 1 項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）の株式等の帳簿価額を減額した場合において、当該特定法人の株式等が同項に規定する特定株式等（以下「特定株式等」という。）とその他の株式等から成っているときは、当該事業年度に取得した特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額は、次により計算した金額によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 帳簿価額を減額した日に有する特定法人の株式等のその減額後の平均単価（当該株式等の帳簿価額を当該株式等の数で除して計算した金額をいう。以下同じ。）が特定株式等に係る取得単価以上である場合には、当該特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額はないものとする。</u></p> <p><u>(2) 帳簿価額を減額した日に有する特定法人の株式等の当該減額後の平均単価が特定株式等に係る取得単価に満たない場合には、その満たない金額に当該特定株式等の数を乗じて計算した金額（当該金額が当該特定法人の株式等に係る帳簿価額を減額した金額を超えるときは、当該帳簿価額を減額した金額）を特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(特定法人が 2 以上ある場合の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの計算)</u></p> <p><u>55 の 2-3 法人が中小企業事業再編投資損失準備金への積立てを 2 以上の特定法人の株式等について行っている場合には、当該準備金の金額は、それぞれの特定法人について設けられているのであるから、措置法第 55 条の 2 第 2 項又は第 3 項（第 6 号を除く。）の規定による益金算入額は各特定法人ごとに計算することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定法人の株式等の評価減を否認した場合の中小企業事業再編投資損失準備金の特例)</u></p> <p><u>55 の 2-4 法人が、中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の帳簿価額を減額するとともに、その中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合において、当該特定法人の株式等のその減額をした後の帳簿価額が時価を下回る等のため損金の額に算入されない部分の金額があることによりその取り崩した金額が措置法第 55 条の 2 第 3 項の規定により取り崩して益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える部分の金額は取崩しなかったものとし、当該金額に相当する法人計算外の中小企業事業再編投資損失準備金の金額があるものとして取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(中小企業事業再編投資損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)</u></p> <p><u>55 の 2-5 法人が、当該事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）から引き続き有している特定法人の株式等について帳簿価額を減額した場合には、当該株式等のうちに中小企業事業再編投資損失準備金の設定の基礎としなかった株式等があるときにおいても、その減額した日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額した金額に達するまでの金額は、措置法第 55 条の 2 第 3 項第 5 号の規定により益金の額に算入しなければならないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>55 の 2-6 中小企業事業再編投資損失準備金(連結事業年度において積み立てた中小企業事業再編投資損失準備金を含む。)の額の益金算入等については、55</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>－18 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u>	

八 第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用換地等による譲渡)</p> <p>62 の 3 (5) －14 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等 <u>(第 65 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する権利変換を除く。)</u> によるもの」については、当該収用換地等による譲渡につき措置法第 64 条又は第 65 条若しくは第 65 条の 2 の規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、措置法第 62 条の 3 第 4 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(ロ) 当該収用換地等による譲渡が措置法第 65 条の 2 第 3 項各号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該譲渡は措置法第 62 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等 <u>(第 65 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する権利変換を除く。)</u> によるもの」に該当する。</p>	<p>(収用換地等による譲渡)</p> <p>62 の 3 (5) －14 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等によるもの」については、当該収用換地等による譲渡につき措置法第 64 条又は第 65 条若しくは第 65 条の 2 の規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、措置法第 62 条の 3 第 4 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(ロ) 当該収用換地等による譲渡が措置法第 65 条の 2 第 3 項各号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該譲渡は措置法第 62 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等によるもの」に該当する。</p>

九 第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>団体漁業権等の消滅等による補償金の仮勘定経理</u>)</p> <p>64 (2) －29 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 (以下 64(2)－29 において「組合等」という。) が、その有する<u>団体漁業権</u>又は入漁権 (以下 64(2)－29 におい</p>	<p>(<u>共同漁業権等の消滅等による補償金の仮勘定経理</u>)</p> <p>64 (2) －29 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 (以下 64(2)－29 において「組合等」という。) が、その有する<u>共同漁業権、特定区画漁業権</u>又は入漁権 (以</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て「<u>団体漁業権等</u>」という。)の消滅又はその価値の減少(以下64(2)-29において「消滅等」という。)により措置法第64条第1項第7号に掲げる補償金又は対価(以下64(2)-29において「補償金等」という。)を取得した場合において、当該補償金等の額の全部又は一部を当該<u>団体漁業権等</u>の範囲内において漁業を営む権利を有する組合員に対して当該権利の消滅等による補償として配分することとしているため、その配分することが予定されている部分の金額につきその配分をする日と当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過する日とのいずれか早い日まで仮受金として経理しているときは、これを認める。この場合において、当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過した日において配分が確定していない金額があるときは、当該金額については、同日において組合等が収用等により取得した補償金等であるものとして措置法第64条から第65条の2までの規定を適用する。</p> <p>㊦ 後段の場合において、その後組合員に対する配分が確定したときは、その配分が確定した部分の補償金等の額に係る税額について通則法第23条第2項の規定による更正の請求ができるものとする。</p> <p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4)-1 措置法第64条から第65条の2までの規定は、原則としてその適用を受けようとする資産について措置法規則第22条の2第4項に規定する書類を保存している場合に限りその適用があるのであるが、この場合の保存すべき書類の内容を示すと別表1のとおりである。</p>	<p>下64(2)-29において「<u>共同漁業権等</u>」という。)の消滅又はその価値の減少(以下64(2)-29において「消滅等」という。)により措置法第64条第1項第7号に掲げる補償金又は対価(以下64(2)-29において「補償金等」という。)を取得した場合において、当該補償金等の額の全部又は一部を当該<u>共同漁業権等</u>の範囲内において漁業を営む権利を有する組合員に対して当該権利の消滅等による補償として配分することとしているため、その配分することが予定されている部分の金額につきその配分をする日と当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過する日とのいずれか早い日まで仮受金として経理しているときは、これを認める。この場合において、当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過した日において配分が確定していない金額があるときは、当該金額については、同日において組合等が収用等により取得した補償金等であるものとして措置法第64条から第65条の2までの規定を適用する。</p> <p>㊦ 後段の場合において、その後組合員に対する配分が確定したときは、その配分が確定した部分の補償金等の額に係る税額について通則法第23条第2項の規定による更正の請求ができるものとする。</p> <p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4)-1 措置法第64条から第65条の2までの規定は、原則としてその適用を受けようとする資産について措置法規則第22条の2第4項に規定する書類を保存している場合に限りその適用があるのであるが、この場合の保存すべき書類の内容を示すと別表1のとおりである。</p>

改 正 後

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑳	電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、最大出力10万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力5,000キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設（離島（※1）において設置されるものに限る。）又は送			※1 …………… ※2 電気事業法第2条第1項第8号に規定する <u>一般送配電事業</u> 、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。

改 正 前

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑳	電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、最大出力10万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力5,000キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設（離島（※1）において設置されるものに限る。）又は送電施設			※1 …………… ※2 電気事業法第2条第1項第8号に規定する <u>一般送配電事業</u> 又は同項第10号に規定する送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。

改 正 後					改 正 前				
	電施設(※2) 若しくは使用 電圧5万ボル ト以上の変電 施設(※2) (第17号の一 部)					(※2)若し くは使用電圧 5万ボルト以 上の変電施設 (※2)(第 17号の一部)			
45	(i) (ii) 当該土地 及び当該土 地の上に存 する資産を 当該事業の 用に供する ために <u>買い 取った旨の 証明</u> (代行 買収(※2) の場合にあ っては、当 該代行買収 を行う者の 名称及び所 在地の記載 があるも の)	45	(i) (ii) 当該土地 及び当該土 地の上に存 する資産を 当該事業の 用に供する ために <u>買い 取ったもの である旨の 証明</u> (代行 買収(※2) の場合にあ っては、当 該代行買収 を行う者の 名称及び所 在地の記載 があるも の)
48	(i)	48	(i)

改 正 後					改 正 前				
		<p>(ロ) 当該事業の施行される区域が同法第6条の2各号及び第7条第1項第2号に掲げる条件に該当する区域であり、かつ、当該事業につき都市計画法第18条第1項の決定をすることが確実であると認められる旨、当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る同法第11条第1項第11号に掲げる流通業務団地について同条第2項の規定により</p>					<p>(ロ) 当該事業の施行される区域が同法第6条の2各号及び第7条第1項第2号に掲げる条件に該当する区域であり、かつ、当該事業につき都市計画法第18条第1項の決定をすることが確実であると認められる旨、当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る同法第11条第1項第10号に掲げる流通業務団地について同条第2項の規定により</p>		

改 正 後					改 正 前				
		都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明(代行買収(④)の「備考」欄の※2参照)の場合にあっては、当該代行買収を					都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明(代行買収(④)の「備考」欄の※2参照)の場合にあっては、当該代行買収を		

改 正 後					改 正 前						
	行う者の名称及び所在地の記載があるもの)					行う者の名称及び所在地の記載があるもの)					
4802	東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する政令で定める区域(※1)内において行う都市計画法第11条第1項第12号に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合(※2)	※1 「東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する政令で定める区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいう。	4802	特定被災区域(※1)内において行う都市計画法第11条第1項第11号に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合(※2)	※1 「特定被災区域」とは、東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域をいう。
4803	都市計画法第11条第1項第13号に掲げる一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要	4803	都市計画法第11条第1項第12号に掲げる一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要

改 正 後					改 正 前				
な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合 (※)					な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合 (※)				
<p>⑤①② マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下⑤①③までにおいて「マンション建替円滑化法」という。）に規定するマンション建替事業が施行された場合において、その権利変換に係る資産が次に掲げる資産であるとき</p> <p>(4) 施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権（マンション建替円滑化法に規定する敷地利用権をいう。以下同じ。）が与えられるように定めら</p>		<p>⑤①② マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替事業が施行された場合において、その権利変換に係る資産が次に掲げる資産であるとき</p> <p>(4) 施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権が与えられるように定められた資産</p>	

改 正 後					改 正 前				
れた資産 (四)					(四)				
⑤①③ マンション建替円滑化法に規定する敷地分割事業が実施された場合において、その資産に係る同法の敷地権利変換により同法第 191 条第 1 項第 2 号に規定する除却敷地持分、同項第 5 号に規定する非除却敷地持分等又は同項第 8 号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得するとき	これらに該当する資産である旨の証明	その敷地分割事業を実施する分割組合（マンション建替円滑化法に規定する分割組合をいう。）	措置法 65 条 1 項 7 号 措置法 規則 22 条の 2 4 項 5 号		(新 設)				
⑤④	当該事業が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う 50 戸以上の一団地の住宅経営に係る事業である旨及び当該土地等を当該		⑤④	当該事業が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う 50 戸以上の一団地の住宅経営に係る事業である旨及び当該土地等を当該	

改 正 後					改 正 前				
	事業の用に供 するために買 い取った旨の 証明					事業の用に供 するために買 い取ったもの である旨の証 明			
㊦ 漁業法第 93 条第 1 項、海岸法第 22 条第 1 項又は電気 通信事業法第 141 条 第 5 項の規定によ る処分により漁業 権が消滅（価値の減 少を含む。）をした 場合		㊦ 漁業法第 39 条第 1 項、海岸法第 22 条第 1 項又は電気 通信事業法第 141 条 第 5 項の規定によ る処分により漁業 権が消滅（価値の減 少を含む。）した場 合	
㊧ 鉱業法第 53 条(同 法第 87 条において 準用する場合を含 む。)の規定による 処分により鉱業権 (租鉱権を含む。) が消滅（価値の減少 を含む。）をした場 合		㊧ 鉱業法第 53 条(同 法第 87 条において 準用する場合を含 む。)の規定による 処分により鉱業権 (租鉱権を含む。) が消滅（価値の減少 を含む。）した場合	

十 第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)</p> <p>65 の 2-1 措置法の規定による収用等の場合の課税の特例には、圧縮記帳等の特例（措置法第 64 条から第 65 条まで）及び 5,000 万円損金算入の特例（措置法第 65 条の 2 の規定による 5,000 万円の損金算入の特例をいう。以下同じ。）があるが、これらの特例相互間の適用関係は次のとおりである。</p> <p>(1) 措置法第 65 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">圧縮記帳の特例（措置法 65①⑦⑧⑨）</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>法人の選択により</p> <p>法人の選択により</p> </div> </div> <p>(2) 収用換地等により譲渡した資産のうち(1)以外のもの</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">5,000 万円損金算入の特例（措置法 65 の 2）</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>5,000 万円損金算入の特例の適用が受けられる要件を満たしている資産</p> <p>その他の資産</p> <p>特例の適用なし</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">圧縮記帳等の特例（措置法 64、64 の 2、65③）</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>代替資産を取得し帳簿を圧縮記帳を選択した部分</p> <p>その他の部分</p> <p>特例の適用なし</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">圧縮記帳の特例（措置法 65①）</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>換地処分等による交換取得資産</p> </div> </div> <p>④ 措置法第 65 条第 7 項から第 9 項までの規定により換地処分等による譲渡があったものとみなされる資産を含む。</p>	<p>(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)</p> <p>65 の 2-1 措置法の規定による収用等の場合の課税の特例には、圧縮記帳等の特例（措置法第 64 条から第 65 条まで）及び 5,000 万円損金算入の特例（措置法第 65 条の 2 の規定による 5,000 万円の損金算入の特例をいう。以下同じ。）があるが、これらの特例相互間の適用関係は次のとおりである。</p> <p>(1) 措置法第 65 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">圧縮記帳の特例（措置法 65①⑦⑧⑨）</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>法人の選択により</p> <p>法人の選択により</p> </div> </div> <p>(2) 収用換地等により譲渡した資産のうち(1)以外のもの</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">5,000 万円損金算入の特例（措置法 65 の 2）</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>5,000 万円損金算入の特例の適用が受けられる要件を満たしている資産</p> <p>その他の資産</p> <p>特例の適用なし</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">圧縮記帳等の特例（措置法 64、64 の 2、65③）</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>代替資産を取得し帳簿を圧縮記帳を選択した部分</p> <p>その他の部分</p> <p>特例の適用なし</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">圧縮記帳の特例（措置法 65①）</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>換地処分等による交換取得資産</p> </div> </div> <p>④ 措置法第 65 条第 7 項から第 9 項までの規定により換地処分等による譲渡があったものとみなされる資産を含む。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)</p> <p>65の2-2 法人が、同一事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産のうちに、例えば最初に取り等申出の日から6月を経過した日までに譲渡した資産と同日後に譲渡した資産とがあるなど、5,000万円損金算入の特例の適用が受けられる資産と受けられない資産とがある場合において、その受けられる資産につき5,000万円損金算入の特例の適用を受けたときは、5,000万円損金算入の特例の適用が受けられない資産については、圧縮記帳又は特別勘定経理の特例の適用はないことに留意する。</p> <p>④ 措置法第65条第1項第3号から第7号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、換地処分等により取得したこれらの号に規定する資産については、他の収用換地等された資産についての5,000万円損金算入の特例の適用の有無に関係なく、圧縮記帳の特例だけが適用される。</p> <p>(<u>団体漁業権等の消滅等があった場合の譲渡期間</u>)</p> <p>65の2-5の2 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下65の2-5の2において「組合等」という。）が有する<u>団体漁業権</u>又は入漁権（以下65の2-5の2において「<u>団体漁業権等</u>」という。）の消滅又は価値の減少（以下65の2-5の2において「消滅等」という。）により組合等の組合員が措置法第64条第1項第7号に掲げる補償金又は対価（以下65の2-5の2において「補償金等」という。）を取得する場合における措置法第65条の2第3項第1号の規定の適用については、<u>団体漁業権等</u>につき同号に規定する公共事業施行者から組合等に対して最初に取り等申出の日から6月を経過した日後において当該組合員の<u>組合員行使権</u>（<u>漁業法第105条に規定する組合員行使権をい</u><u>い、当該買取り等の申出の対象となった団体漁業権等に係るものに限る。</u>以下65の2-5の2において同じ。）の消滅等に伴う補償金等の額が確定した場合</p>	<p>(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)</p> <p>65の2-2 法人が、同一事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産のうちに、例えば最初に取り等申出の日から6月を経過した日までに譲渡した資産と同日後に譲渡した資産とがあるなど、5,000万円損金算入の特例の適用が受けられる資産と受けられない資産とがある場合において、その受けられる資産につき5,000万円損金算入の特例の適用を受けたときは、5,000万円損金算入の特例の適用が受けられない資産については、圧縮記帳又は特別勘定経理の特例の適用はないことに留意する。</p> <p>④ 措置法第65条第1項第3号から第6号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、換地処分等により取得したこれらの号に規定する資産については、他の収用換地等された資産についての5,000万円損金算入の特例の適用の有無に関係なく、圧縮記帳の特例だけが適用される。</p> <p>(<u>共同漁業権等の消滅等があった場合の譲渡期間</u>)</p> <p>65の2-5の2 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下65の2-5の2において「組合等」という。）が有する<u>共同漁業権、特定区画漁業権</u>又は入漁権（以下65の2-5の2において「<u>共同漁業権等</u>」という。）の消滅又は価値の減少（以下65の2-5の2において「消滅等」という。）により組合等の組合員が措置法第64条第1項第7号に掲げる補償金又は対価（以下65の2-5の2において「補償金等」という。）を取得する場合における措置法第65条の2第3項第1号の規定の適用については、<u>共同漁業権等</u>につき同号に規定する公共事業施行者から組合等に対して最初に取り等申出の日から6月を経過した日後において当該組合員の<u>漁業を営む権利</u>（当該買取り等の申出の対象となった<u>共同漁業権等</u>に係るものに限る。以下65の2-5の2において同じ。）の消滅等に伴う補償金等の額が確定した場合であっても、当該公共事業</p>

改正後	改正前
<p>であっても、当該公共事業施行者と当該組合等の間で締結された当該<u>団体漁業権等</u>の消滅等に関する契約の効力が最初に取り等の出があった日から6月を経過した日までに生じているときは、当該組合員の<u>組合員行使権</u>の取用換地等による譲渡は、最初に取り等の出があった日から6月を経過した日までにされているものとして取り扱う。</p> <p>④ 組合等が有する<u>団体漁業権等</u>の消滅等により、当該組合等の組合員がその<u>組合員行使権</u>の消滅等に伴って取得する補償金等については、当該組合員に対する配分額が確定した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の益金の額に算入することに留意する。</p>	<p>施行者と当該組合等の間で締結された当該<u>共同漁業権等</u>の消滅等に関する契約の効力が最初に取り等の出があった日から6月を経過した日までに生じているときは、当該組合員の<u>漁業を営む権利</u>の取用換地等による譲渡は、最初に取り等の出があった日から6月を経過した日までにされているものとして取り扱う。</p> <p>④ 組合等が有する<u>共同漁業権等</u>の消滅等により、当該組合等の組合員がその<u>漁業を営む権利</u>の消滅等に伴って取得する補償金等については、当該組合員に対する配分額が確定した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の益金の額に算入することに留意する。</p>

十一 第65条の4（（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除） 関係

改正後	改正前
<p>65の4-5 <u>削除</u></p>	<p><u>（宅地造成契約に基づく土地の交換等との関係）</u></p> <p>65の4-5 <u>措置法第65条の4第1項第3号イに規定する一団の宅地の造成に関する事業の施行に伴って、当該事業と一体として法律の規定に基づかない区画形質の変更に伴う土地の交換分合又は宅地造成契約に基づく土地の交換等が行われた場合において、その一団の土地のうち基本通達2-1-20又は所得税基本通達33-6の6若しくは33-6の7により譲渡がなかったものとして取り扱う部分の土地があるときは、当該土地は同号イに規定する優先分譲宅地に該当しないものとし、同号イに規定する「一団の土地の面積が5ヘクタール以上」であるかどうかについても当該土地を除いたところで判定するものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>65 の 4-6 土地区画整理事業に係る施行地区内の土地等につき換地が行われる場合には、当該事業に係る土地区画整理法第 4 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に規定する認可の申請があった日の属する年の 1 月 1 日以後その最初に行われた仮換地の指定(措置法令第 39 条の 5 第 6 項に規定する仮換地の指定をいう。以下同じ。)の効力発生の日の前日までの間に当該事業の用に供するために買い取られることとなった土地等の譲渡について措置法第 65 条の 4 第 1 項の規定の適用があるのであるから、当該事業の施行地区内の土地等につき当該仮換地の指定が行われなくて土地区画整理法第 103 条の規定による換地処分が行われた場合には、当該認可の申請があった日の属する年の 1 月 1 日以後同条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の前日までの間に買い取られることとなった当該土地等の譲渡について、措置法第 65 条の 4 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 措置法規則第 22 条の 5 第 1 項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表 3 のとおりである。</p>	<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>65 の 4-6 <u>一団の宅地の造成が措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ロに規定する土地区画整理事業として行われ、かつ、当該土地区画整理事業に係る施行地区内の土地等につき換地が行われる場合には、当該事業に係る土地区画整理法第 4 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に規定する認可の申請があった日の属する年の 1 月 1 日以後その最初に行われた仮換地の指定(措置法令第 39 条の 5 第 6 項に規定する仮換地の指定をいう。以下同じ。)の効力発生の日の前日までの間に当該事業の用に供するために買い取られることとなった土地等の譲渡について措置法第 65 条の 4 第 1 項の規定の適用があるのであるから、当該事業の施行地区内の土地等につき当該仮換地の指定が行われなくて土地区画整理法第 103 条の規定による換地処分が行われた場合には、当該認可の申請があった日の属する年の 1 月 1 日以後同条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の前日までの間に買い取られることとなった当該土地等の譲渡について、措置法第 65 条の 4 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 措置法規則第 22 条の 5 第 1 項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表 3 のとおりである。</p>

改 正 後

改 正 前

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
① 地方公共団体 （地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※1）を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業（土地開発公社が行う公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号ニに掲げる土地の取得に係る事業を除く。）の用に供するためにこれらの者に買い取られる場合	左欄に該当する住宅の建設又は宅地造成のために土地等を <u>買い取った旨を証する書類</u> （当該住宅の建設又は宅地造成の施行者に代わり、地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会）で当該施行者でないものが買取りをする	……………	……………	……………

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
① 地方公共団体 （地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※1）を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業（土地開発公社が行う公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号ニ <u>《業務の範囲》</u> に掲げる土地の取得に係る事業を除く。）の用に供するためにこれらの者に買い取	左欄に該当する住宅の建設又は宅地造成のために土地等を <u>買い取ったものである旨を証する書類</u> （当該住宅の建設又は宅地造成の施行者に代わり、地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会）で当該施行者でないものが	……………	……………	……………

改 正 後					改 正 前				
	場合には、当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの)				られる場合	買取りをする場合には、当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの)			
②	当該収用の対償に充てるために土地等を <u>買い取った旨</u> を証する書類		②	当該収用の対償に充てるために土地等を <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類	
202	左欄の契約に基づき当該収用の対償に充てるために土地等を <u>買い取った旨</u> を証する書類及びその契約書の写し		202	左欄の契約に基づき当該収用の対償に充てるために土地等を <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類及びその契約書の写し	
203	(i) (ii) 当該住宅地区改良事業のために土地等を <u>買い取った旨</u> を証する書		203	(i) (ii) 当該住宅地区改良事業のために土地等を <u>買い取ったものである旨</u>	

改 正 後					改 正 前				
	類					を証する書類			
204)	当該土地等を当該公営住宅の買取りにより <u>買い取った旨</u> を証する書類		204)	当該土地等を当該公営住宅の買取りにより <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類	
③ <u>土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすもの用に供するために、平成6年1月1日から令和5年12月31日までの間に買い取られる場合(※)</u>	㉒ <u>当該土地等を一団の宅地の造成事業の用に供するために<u>買い取った旨</u>、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買取ったことがない旨及び当該買取</u>	措置法 65 条の4 1項3号 措置法規則 22 条の5 1項3号	※ <u>土地区画整理法による土地区画整理事業に係る同法第4条第1項、第14条第1項若しくは第51条の2第1項に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後(当該土地区画整理事業の施行地区内の土地等につき同法第98条第1項の規定による仮換地の指</u>	③ <u>開発許可(※)</u> を受けて行われる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすもの用に供するために、平成6年1月1日から令和2年12月31日までの間に買い取られる場合	㉒ <u>当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取ったものである旨</u>、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買取ったことがない旨及び当該買取</u>	措置法 65 条の4 1項3号 措置法規則 22 条の5 1項3号	※ <u>都市計画法第29条第1項の許可(同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。)をいう。</u>
㉒ <u>当該土地区画整理事業の土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区の全部が都市計画法第7条第1項の市街化区域として定め</u>					㉒ <u>当該造成に係る一団の土地の面積(優先分譲宅地の合計面積を除く。)が5ヘクタール以上のものであること。</u>				
					㉓ <u>当該事業に</u>				

改 正 後				改 正 前			
<p>られた区域に含まれるものであること。</p> <p>(ロ) 当該造成に係る一団の土地(当該土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。)の面積が5ヘクタール以上のものであること。</p> <p>(ハ) 公募の方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供</p>	<p>りをする者の有する土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を証する書類</p> <p>(ロ) 土地区画</p>	<p>土地区画整理事業を施行する者</p> <p>国土交通大臣</p>	<p>又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。)が行われた場合には、同日以後その最初に行われた当該指定の効力発生の日の前日までの間に買い取られる場合(当該土地等が区分欄の(ロ)の個人又は法人の有する当該施行地区内にある土地と併せて一団の土地に該当することとなる場合に限るものとし、当該土地区画整理事業(その施行者が同法第51条の9第5項に規定</p>	<p>より造成され、かつ、住宅建設の用に供される土地の面積が、当該造成に係る一団の土地の面積から都市計画法第4条第14項に規定する公共施設の用に供される土地の面積を控除した面積の2分の1以上であること。</p> <p>(ロ) 当該事業により造成され、かつ、公共施設の用に供される土地の面積が、当該造成に係る一団の土地の面積の10分の3以上であること。</p> <p>(ハ) 公募の方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地</p>	<p>れた者に対し当該事業により造成される宅地の分譲をすることを約して買い取ったものでない旨を証する書類(以下(3)②において「買取り等を証する書類」という)</p> <p>(ロ) 当該一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類の写し</p>	<p>国土交通大臣</p>	

改 正 後				改 正 前			
<p>される土地を除く。)の面積が、170㎡(地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあっては、150㎡)以上であること。</p> <p>(イ) 当該事業により造成される宅地の分譲が公募の方法により行われるものであること。</p>	<p>た旨を証する書類(当該土地区画整理事業に係る土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項に規定する認可の申請書の受理年月日の記載のあるものに限る。)の写し</p>			<p>する区画整理会社であるものに限る。)の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等が当該区画整理会社に買い取られる場合を除く。)に限り、この特例の適用がある。</p>	<p>(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。)の面積が、170㎡(地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあっては、150㎡)以上であること。</p> <p>(イ) 当該造成に係る一団の土地の面積が20ヘクタール未満である場合には、その一団の土地の面積のうちに優先分譲宅地の合計面積の占める割合が10%未満であること。</p> <p>(ロ) 当該造成される宅地(優先</p>		

改 正 後	改 正 前		前
	<p>る。)の面積が5ヘクタール以上のものであること。</p> <p><u>(ロ) 公募の方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。)の面積が170㎡(地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあっては、150㎡)以上であること。</u></p> <p><u>(ハ) 当該造成される宅地(優先分譲宅地を除く。)の分譲が公募の方法に</u></p>	<p>部分の指定を含む。)がない旨又は最初に行われた当該指定の効力発生の日の年月日を証する書類</p> <p><u>(ニ) 当該一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類(当該土地区画整理事業に係る土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第</u></p> <p>国土交通大臣</p>	<p>用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。)が行われた場合には、同日以後その最初に行われた当該指定の効力発生の日の前日までの間に買い取られる場合(当該土地区画整理事業(その施行者が同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社であるものに限る。)の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等が当該区画整理会社に買い</p>

改 正 後					改 正 前				
					より行われる ものであること。	51条の2第 1項に規定 する認可の 申請書の受 理年月日の 記載のある ものに限 る。)の写 し			取られる場合 を除く。)に 限り、この特 例の適用があ る。
④	…………… 公有地の拡大 の推進に關す る法律第6条 第1項の協議 に基づき当該 土地を <u>買い取 った旨を証す る書類</u>	……………	措置法 65 条の4 1項4号 措置法規 則 22条の 5 <u>1項4号</u>		④	…………… 同法第6条第 1項の協議に 基づき当該土 地を <u>買い取っ たものである 旨を証する書 類</u>	……………	措置法 65 条の4 1項4号 措置法規 則 22条の 5 <u>1項5号</u>	
⑤	…………… 特定空港周辺 航空機騒音対 策特別措置法 第9条第2項 の規定により 当該土地を <u>買 い取った旨を 証する書類</u>	……………	措置法 65 条の4 1項5号 措置法規 則 22条の 5 <u>1項5号</u>		⑤	…………… 同法第9条第 2項の規定に より当該土地 を <u>買い取った ものである旨 を証する書類</u>	……………	措置法 65 条の4 1項5号 措置法規 則 22条の 5 <u>1項6号</u>	
⑥	…………… (イ) …………… (ロ) …………… A 当該土 地等の買 取りをす	……………	措置法 65 条の4 1項6号 措置法規 則 22条の	……………	⑥	…………… (イ) …………… (ロ) …………… A 当該土 地等の買 取りをす	……………	措置法 65 条の4 1項6号 措置法規 則 22条の	……………

改 正 後					改 正 前				
	<p>る者が地方公共団体である場合……当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買</u>い取った旨を証する書類</p> <p>B 当該土地等の買取りをする者が沿道整備推進機構である場合……当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買</u>い取った旨を証する書類(当該土地等の買取りをす</p>		<p>5 <u>1項6号</u></p>			<p>る者が地方公共団体である場合……当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買</u>い取ったものである旨を証する書類</p> <p>B 当該土地等の買取りをする者が沿道整備推進機構である場合……当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買</u>い取ったものである旨を証する書類(当該土地等の</p>		<p>5 <u>1項7号</u></p>	

改 正 後					改 正 前				
	る者が沿道整備推進機構である旨を証する書類を含む。)					買取りをする者が沿道整備推進機構である旨を証する書類を含む。)			
⑦	(i) (ii) A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合……当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買</u> 取った旨を証する書類 B 当該土地等の買取りをする者が防	措置法 65 条の 4 1 項 7 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 7 号</u>	⑦	(i) (ii) A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合……当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買</u> 取ったものである旨を証する書類 B 当該土地等の買取りをする者が防	措置法 65 条の 4 1 項 7 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 8 号</u>

改 正 後					改 正 前				
	災街区整備推進機構である場合……当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買</u> い取った旨を証する書類(当該土地等の買取りをする者が防災街区整備推進機構である旨を証する書類を含む。)					災街区整備推進機構である場合……当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買</u> い取ったものである旨を証する書類(当該土地等の買取りをする者が防災街区整備推進機構である旨を証する書類を含む。)			
⑧ ……………	(i) …………… (ii) …………… A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団	……………	措置法 65 条の 4 1 項 8 号 措置法規 則 22 条の 5 <u>1 項 8 号</u>	……………	⑧ ……………	(i) …………… (ii) …………… A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団	……………	措置法 65 条の 4 1 項 8 号 措置法規 則 22 条の 5 <u>1 項 9 号</u>	……………

改 正 後					改 正 前				
	<p>体である 場合…… 当該土地 等を当該 事業の用 に供する ために<u>買 い取った 旨</u>を証す る書類</p> <p>B 当該土 地等の買 取りをす る者が中 心市街地 整備推進 機構であ る場合 ……当該 土地等を 当該事業 の用に供 するため に<u>買い取 った旨</u>を 証する書 類(当該土 地等の買 取りをす る者が中</p>					<p>体である 場合…… 当該土地 等を当該 事業の用 に供する ために<u>買 い取った ものであ る旨</u>を証 する書類</p> <p>B 当該土 地等の買 取りをす る者が中 心市街地 整備推進 機構であ る場合 ……当該 土地等を 当該事業 の用に供 するため に<u>買い取 ったもの である旨</u> を証する 書類(当該 土地等の 買取りを</p>			

改 正 後					改 正 前				
	心市街地整備推進機構である旨を証する書類を含む。)					する者が中心市街地整備推進機構である旨を証する書類を含む。)			
⑨	(i) (ii) A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類 B 当該土地等の買取りをする者が景	措置法 65 条の 4 1 項 9 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 9 号</u>	⑨	(i) (ii) A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類 B 当該土地等の買取りをする者が景	措置法 65 条の 4 1 項 9 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 10 号</u>

改 正 後					改 正 前				
	<p>観法第 92 条第 1 項に規定する景観整備機構である場合当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取った</u>旨及び当該土地等の買取りをする者が当該景観整備機構である旨を証する書類</p>					<p>観法第 92 条第 1 項に規定する景観整備機構である場合当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取ったものである</u>旨及び当該土地等の買取りをする者が当該景観整備機構である旨を証する書類</p>			
⑩	<p>(イ) …… (ロ) …… A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である</p>	………	<p>措置法 65 条の 4 1 項 10 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 10 号</u></p>	………	⑩	<p>(イ) …… (ロ) …… A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である</p>	………	<p>措置法 65 条の 4 1 項 10 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 11 号</u></p>	………

改 正 後					改 正 前				
	<p>場合 当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取った旨</u>を証する書類</p> <p>B 当該土地等の買取りをする者が都市再生特別措置法第118条第1項に規定する都市再生推進法人である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取った旨</u>を証する書類及び当</p>					<p>場合 当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取ったものである旨</u>を証する書類</p> <p>B 当該土地等の買取りをする者が都市再生特別措置法第118条第1項に規定する都市再生推進法人である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取ったものである旨</u>を証する</p>			

改 正 後					改 正 前				
	該土地等の買取りをする者が当該都市再生推進法人である旨を証する書類					書類及び当該土地等の買取りをする者が当該都市再生推進法人である旨を証する書類			
⑪	(i) (ii) A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類 B 当該土地等の買	措置法 65 条の 4 1 項 11 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 11 号</u>	⑪	(i) (ii) A 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類 B 当該土地等の買	措置法 65 条の 4 1 項 11 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 12 号</u>

改 正 後					改 正 前				
	取りをする者が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項に規定する歴史的風致維持向上支援法人である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類及び当該土地等の買取りをする者が当該歴史的風致維持向上支援法人					取りをする者が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項に規定する歴史的風致維持向上支援法人である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取ったもの</u> である旨を証する書類及び当該土地等の買取りをする者が当該歴史的風致維持向			

改 正 後					改 正 前				
	である旨 を証する 書類					上支援法 人である 旨を証す る書類			
⑫ ……………	(イ) <u>当該事業</u> が一定の要件(※1)に 該当する一団の土地の 造成に関する事業とし て指定をした事業であ る旨を証する書類 (ロ) …………… A 当該土 地等の買 取りをす る者が地 方公共団 体である 場合…… 当該事業 の用に供 するため に当該土 地等を <u>買 い取った</u> <u>旨</u> を証す	……………	措置法 65 条の4 1項12号 措置法規 則22条の 5 <u>1項12号</u>	……………	⑫ ……………	(イ) 一定の要件(※1)に 該当する一団の土地の 造成に関する事業とし て指定をした事業であ る旨を証する書類 (ロ) …………… A 当該土 地等の買 取りをす る者が地 方公共団 体である 場合…… 当該事業 の用に供 するため に当該土 地等を <u>買 い取った</u> <u>ものであ</u>	……………	措置法 65 条の4 1項12号 措置法規 則22条の 5 <u>1項13号</u>	……………

改 正 後					改 正 前				
	る書類					る旨を証する書類			
	B 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※2）である場合……当該事業の用に供するために当該土地等を <u>買い取った旨</u> を証する書類					B 当該土地等の買取りをする者が地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※2）である場合……当該事業の用に供するために当該土地等を <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類			
	C ……… (A) 当該事業の用に供するために当該土地					C ……… (A) 当該事業の用に供するために当該土地			

改 正 後					改 正 前				
	等を買 い取っ た旨を 証する 書類					等を買 い取っ たもの である 旨を証 する書 類			
	(b) ……				(b) ……				
⑬ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(以下⑬において「商店街活性化法」という。)第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第2条第2項に規定する商店街活性化事業又は同法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第2条第3項に規定する商店街活性	(i) …… (ii) …… (n) 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類	……………	措置法 65 条の4 1項13号 イ 措置法規 則22条の 5 <u>1項13号</u>	※1 …… ※2 …… (1) …… (2) …… (3) 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第11号に掲げる業務(同項第3号又は第4号に掲げる業務にあつ	⑬ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(以下「商店街活性化法」という。)第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第2条第2項に規定する商店街活性化事業又は同法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第2条第3項に規定する商店街活性	(i) …… (ii) …… (n) 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類	……………	措置法 65 条の4 1項13号 イ 措置法規 則22条の 5 <u>1項14号</u>	※1 …… ※2 …… (1) …… (2) …… (3) 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第12号に掲げる業務(同項第3号又は第4号に掲げる業務にあつ

改 正 後					改 正 前				
<p>化支援事業でそれぞれ次の要件を満たすもの用に供するために特定法人(※1)に買い取られる場合</p> <p>(i) ……………</p> <p>A ……………</p> <p>B 当該事業により顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための公共用施設(休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する施設をいう。以下⑬において同じ。)が設置されること。</p> <p>C ……………</p> <p>D ……………</p> <p>(ii) ……………</p> <p>A ……………</p> <p>B 当該事業</p>				<p>ては、同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金(同項第11号に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け、株式会社日本政策金融公庫法第11条第1</p>	<p>業でそれぞれ次の要件を満たすもの用に供するために特定法人(※1)に買い取られる場合</p> <p>(i) ……………</p> <p>A ……………</p> <p>B 当該事業により顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための公共用施設(休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する施設をいう。以下同じ。)が設置されること。</p> <p>C ……………</p> <p>D ……………</p> <p>(ii) ……………</p> <p>A ……………</p> <p>B 当該事業</p>				<p>ては、同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金(同項第12号に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け、株式会社日本政策金融公庫法第11条第1</p>

改 正 後					改 正 前				
<p>を行う施設として研修施設(講義室を有する施設で、資料室を備えたものをいう。以下⑬において同じ。)で、その建築面積が150㎡以上であるものが設置されること。</p> <p>C ……………</p> <p>D ……………</p> <p>E 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第11号に掲げる業務(同項第3号又は第4号に掲げる業務にあつては、同項第3号口</p>				<p>項第1号の規定による同法別表第1第1号若しくは第14号の下欄に掲げる資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け又は国若しくは地方公共団体の補助金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備する</p>	<p>を行う施設として研修施設(講義室を有する施設で、資料室を備えたものをいう。以下同じ。)で、その建築面積が150㎡以上であるものが設置されること。</p> <p>C ……………</p> <p>D ……………</p> <p>E 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第12号に掲げる業務(同項第3号又は第4号に掲げる業務にあつては、同項第3号口</p>				<p>項第1号の規定による同法別表第1第1号若しくは第14号の下欄に掲げる資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備する</p>

改 正 後					改 正 前				
又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金(同項第11号に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け、株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第1号の規定による同法別表第1第1号若しくは第14号の下欄に掲げる資金(土地、建物その他の施設を取得し、				のに必要な補助金に限る。)の交付を受けて行われるものであること。	又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金(同項第12号に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け、株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第1号の規定による同法別表第1第1号若しくは第14号の下欄に掲げる資金(土地、建物その他の施設を取得し、				のに必要な補助金に限る。)の交付を受けて行われるものであること。

改 正 後					改 正 前				
造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け又は国若しくは地方公共団体の補助金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な補助金に限る。)の交付を受けて行われるものであること。					造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)の貸付け又は国若しくは地方公共団体の補助金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な補助金に限る。)の交付を受けて行われるものであること。				
1302 (イ) (ロ) 当該事業により顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための公共用施設(休憩所、集会場、駐車場、アーケ	(イ) (ロ) 当該土地等を当該事業の用(当該事業が中心市街地活性化法第7条第7項第1号に定める事業である	措置法 65 条の4 1項13号ロ 措置法規則22条の5 <u>1項14号</u>	1302 (イ) (ロ) 当該事業により顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための公共用施設(休憩所、集会場、駐車場、アーケ	(イ) (ロ) 当該土地等を当該事業の用(当該事業が中心市街地活性化法第7条第7項第1号に定める事業である	措置法 65 条の4 1項13号ロ 措置法規則22条の5 <u>1項15号</u>

改 正 後					改 正 前				
<p>ードその他これらに類する施設をいう。以下<u>13.02</u>において同じ。)が設置されること。</p> <p>(ウ) 当該事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に掲げる業務(同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金の貸付けを受けて行われるものであること。</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>(ホ) ……………</p>	<p>場合には、当該事業により設置される公共用施設の用に限る。)に供するために<u>買</u>い取った旨を証する書類</p>				<p>ードその他これらに類する施設をいう。以下同じ。)が設置されること。</p> <p>(ウ) 当該事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に掲げる業務(同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金の貸付けを受けて行われるものであること。</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>(ホ) ……………</p>	<p>場合には、当該事業により設置される公共用施設の用に限る。)に供するために<u>買</u>い取ったものである旨を証する書類</p>			
⑭ ……………	(イ) 当該事業が左欄の指定をした事業である旨を証する書	……………	措置法 65 条の 4 1 項 14 号 措置法 規則 22 条の	※ …………… (1) 区分欄の (イ) の場合 当該事業が 都市計画そ	⑭ ……………	(イ) 当該事業が左の指定をした事業である旨を証する書類	……………	措置法 65 条の 4 1 項 14 号 措置法 規則 22 条の	※ …………… (1) 左の (イ) の 場合 当該 事業が都市 計画その他

改 正 後				改 正 前				
	<p>類</p> <p>(a) 当該土地等を左欄の事業の用に供するために<u>買い取った旨を証する書類</u></p>		<p>5</p> <p><u>1項15号</u></p>	<p>の他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること並びに当該事業により造成される土地の処分予定価額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積</p>		<p>(a) 当該土地等を左の事業の用に供するために<u>買い取ったものである旨を証する書類</u></p>	<p>5</p> <p><u>1項16号</u></p>	<p>の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われること並びに当該事業により造成される土地の処分予定価額が、当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計</p>

改 正 後					改 正 前				
				<p>額の合計額 以下である こと</p> <p>(2) <u>区分欄</u>の ①の場合 上記(1)の要 件に該当す ること及び 当該事業が 独立行政法 人中小企業 基盤整備機 構法第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定 による資金 の貸付けを 受けて行わ れるもので あること。</p>					<p>額以下であ ること</p> <p>(2) <u>左</u>の①の 場合 上記 (1)の要件に 該当するこ と及び当該 事業が独立 行政法人中 小企業基盤 整備機構法 第 15 条第 1 項第 3 号 又は第 4 号 の規定によ る資金の貸 付けを受け て行われる ものである こと。</p>
1402	<p>(イ) 当該事業 が<u>左欄</u>の指 定をした事 業である旨 を証する書 類</p> <p>(ロ) 当該土地 等を<u>左欄</u>の 事業の用に</p>		<p>措置法 65 条の 4 1 項 14 号 の 2 措置法規 則 22 条の 5 <u>1 項 16 号</u></p>		1402	<p>(イ) 当該事業 が<u>左</u>の指定 をした事業 である旨を 証する書類</p> <p>(ロ) 当該土地 等を<u>左</u>の事 業の用に供</p>		<p>措置法 65 条の 4 1 項 14 号 の 2 措置法規 則 22 条の 5 <u>1 項 17 号</u></p>	

改 正 後					改 正 前				
	供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類					するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類			
⑮	(イ) …………… (ロ) 当該土地等を当該特定施設の整備の事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類	……………	措置法 65 条の 4 1 項 15 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 17 号</u>	……………	⑮	(イ) …………… (ロ) 当該土地等を当該特定施設の整備の事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類	……………	措置法 65 条の 4 1 項 15 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 18 号</u>	……………
⑯	(イ) …………… (ロ) 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類	……………	措置法 65 条の 4 1 項 16 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 18 号</u>		⑯	(イ) …………… (ロ) 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類	……………	措置法 65 条の 4 1 項 16 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 19 号</u>	
⑰	当該土地を <u>生産緑地法</u> 第 11 条第 1 項、第 12 条第 2 項又は第 15 条第 2 項の規定に基	……………	措置法 65 条の 4 1 項 17 号 措置法規則 22 条の 5		⑰	当該土地を <u>同法</u> 第 11 条第 1 項、第 12 条第 2 項又は第 15 条第 2 項の規定に基づき <u>買</u>	……………	措置法 65 条の 4 1 項 17 号 措置法規則 22 条の 5	

改 正 後					改 正 前				
	づき <u>買い取った旨を証する書類</u>		<u>1項19号</u>			<u>い取ったものである旨を証する書類</u>		<u>1項20号</u>	
⑱ 国土利用計画法第12条第1項の規定により規制区域として指定された区域内の土地等が同法第19条第2項の規定により買い取られる場合	当該土地等を国土利用計画法第19条第2項の規定に基づき <u>買い取った旨を証する書類</u>	……………	措置法 65条の4 1項18号 措置法規則 22条の5 <u>1項20号</u>		⑱ 国土利用計画法第12条第1項により規制区域として指定された区域内の土地等が同法第19条第2項の規定により買い取られる場合	当該土地等を国土利用計画法第19条第2項の規定に基づき <u>買い取ったものである旨を証する書類</u>	……………	措置法 65条の4 1項18号 措置法規則 22条の5 <u>1項21号</u>	
⑲ ……………	(イ) …………… (ロ) 当該土地等を当該計画に基づく事業の用に供するために <u>買い取った旨を証する書類</u> （当該買取りをする者が当該事業の施行者でない場合には、当該書類で当該事業の施行者の名	……………	措置法 65条の4 1項19号 措置法規則 22条の5 <u>1項21号</u>	……………	⑲ ……………	(イ) …………… (ロ) 当該土地等を当該計画に基づく事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨を証する書類</u> （当該買取りをする者が当該事業の施行者でない場合には、当該書類で当該事業の	……………	措置法 65条の4 1項19号 措置法規則 22条の5 <u>1項22号</u>	……………

改 正 後				改 正 前					
			5 <u>1項23号</u>				5 <u>1項24号</u> 、 <u>19項</u>		
<u>2102</u>	措置法 65 条の4 1項21号 の2 措置法規 則22条の 5 <u>1項24号</u>				措置法 65 条の4 1項21号 の2 措置法規 則22条の 5 <u>1項25号</u>		
② 土地等につき マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律（以 下 <u>2202</u> までに おいて「マンショ ン建替円滑化法」 という。）第2条 第1項第4号に 規定するマンシ ョン建替事業が 施行された場合 において、当該土 地等に係る <u>マン ション建替円滑 化法</u> の権利変換 により <u>マンショ ン建替円滑化法</u> 第75条の規定に	(イ) 当該補償 金が当該申 出に基づき 支払ったも のである旨 又は当該土 地等を当該 請求により <u>買い取った</u> 旨を証する 書類 (ロ) (ハ)	措置法 65 条の4 1項22号 措置法規 則22条の 5 <u>1項25号</u>	※ 一定の要件 とは、マンシ ョン建替円滑 化法第56条 第1項の申出 をした者、 <u>マ ンション建替 円滑化法</u> 第15 条第1項若し くは第64条 第1項の請求 をされた者又 は同条第3項 の請求をした 者の有する施 行マンション が都市計画法 第8条第1項 第1号から第	② 土地等につき マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律（以 下 <u>2202</u> までに おいて「マンショ ン建替円滑化法」 という。）第2条 第1項第4号に 規定するマンシ ョン建替事業が 施行された場合 において、当該土 地等に係る <u>同法</u> の権利変換によ り <u>同法</u> 第75条の 規定による補償 金（当該法人が一 定の要件（※）に	(イ) 当該補償 金が当該申 出に基づき 支払ったも のである旨 又は当該土 地等を当該 請求により <u>買い取った</u> <u>ものである</u> 旨を証する 書類 (ロ) (ハ)	措置法 65 条の4 1項22号 措置法規 則22条の 5 <u>1項26号</u>	※ 一定の要件 とは、マンシ ョン建替円滑 化法第56条 第1項の申出 をした者、 <u>同 法</u> 第15条第 1項若しくは 第64条第1 項の請求をさ れた者又は同 条第3項の請 求をした者の 有する施行マ ンションが都 市計画法第8 条第1項第1 号から第2号 の2までの地

改 正 後					改 正 前				
よる補償金(当該法人が一定の要件(※)に該当する場合における申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき又は当該土地等がマンション建替円滑化法第15条第1項若しくは第64条第1項若しくは第3項の請求(当該法人が一定の要件(※)に該当する場合にされたものに限る。)により買い取られたとき				2号の2までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けるものである場合に該当する場合で、マンション建替事業の施行者がその該当することについてマンション建替円滑化法第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の確認を得た場合をいう。	該当する場合における申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき又は当該土地等が同法第15条第1項若しくは第64条第1項若しくは第3項の請求(当該法人が一定の要件(※)に該当する場合にされたものに限る。)により買い取られたとき				域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けるものである場合に該当する場合で、マンション建替事業の施行者がその該当することについてマンション建替円滑化法第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の確認を得た場合をいう。
22002 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(※	当該マンション敷地売却事業に係る決議特定要除却認定マンションが当該通行障害既存耐震不	……………	措置法65条の4第1項22号の2措置法規則22条の5	※1 …………… ※2 「マンション敷地売却事業」は、当該マンション敷地売却事業に係	22002 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(※	当該マンション敷地売却事業に係る決議要除却認定マンションが当該通行障害既存耐震不適格	……………	措置法65条の4第1項22号の2措置法規則22条の5	※1 …………… ※2 「マンション敷地売却事業」は、当該マンション敷地売却事業に係

改 正 後				改 正 前			
<p>1)に該当するマンション建替円滑化法第109条第1項に規定する決議特定要除却認定マンション(以下(2202)において同じ。)の敷地の用に供されている土地等につきマンション建替円滑化法第2条第1項第9号に規定するマンション敷地売却事業(※2)が実施された場合において、当該土地等に係るマンション建替円滑化法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(マンション建替円滑化法第145条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係</p>	<p>適格建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替円滑化法第113条に規定する認定買受計画にマンション建替円滑化法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)の証明を受けた旨並びに当該分配金が当該土地等に係る分配金取得計画に基づ</p>	<p>1項26号</p>	<p>るマンション建替円滑化法第113条に規定する認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンション建替円滑化法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。</p>	<p>1)に該当するマンション建替円滑化法第109条第1項に規定する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき同法第2条第1項第9号に規定するマンション敷地売却事業(※2)が実施された場合において、当該土地等に係る同法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(同法第145条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係</p>	<p>建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替円滑化法第113条に規定する認定買受計画に同法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)の証明を受けた旨並びに当該分配金が当該土地等に係る分配金取得計画に基づき支払ったものである旨</p>	<p>1項27号</p>	<p>るマンション建替円滑化法第113条に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。</p>

改 正 後					改 正 前				
る認可を受けた場合には、その変更後のもの)に基づき <u>マンション建替円滑化法</u> 第151条の規定による <u>マンション建替円滑化法</u> 第142条第1項第3号の分配金を取得するとき、又は当該土地等が <u>マンション建替円滑化法</u> 第124条第1項の請求により買い取られたとき	き支払ったものである旨又は当該土地等を当該請求により <u>買い取った旨</u> を証する書類				項第3号の分配金を取得するとき、又は当該土地等が <u>同法</u> 第124条第1項の請求により買い取られたとき	又は当該土地等を当該請求により <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類			
⑳ ……………	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類 (4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第37条第1項の規定により管理地区として	……………	措置法 65 条の4 1項23号 措置法規則 22条の5 <u>1項27号</u>	……………	⑳ ……………	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類 (4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第37条第1項の規定により管理地区として	……………	措置法 65 条の4 1項23号 措置法規則 22条の5 <u>1項28号</u>	……………

改 正 後					改 正 前				
	<p>指定された区域内の土地が買い取られる場合当該土地を<u>買い取った旨</u>を証する書類</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>A 当該土地が措置法令第 39 条の 5 第 27 項各号に掲げる鳥獣の生息地で国又は地方公共団体において保存することが緊急に必要なものとして同項の規定により指定したものである旨を証する</p>					<p>指定された区域内の土地が買い取られる場合当該土地を<u>買い取ったものである旨</u>を証する書類</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>A 当該土地が措置法令第 39 条の 5 第 29 項各号に掲げる鳥獣の生息地で国又は地方公共団体において保存することが緊急に必要なものとして同項の規定により指定したものである旨を証する</p>			

改 正 後					改 正 前				
	書類 B 当該土地を当該鳥獣の生息地として保存をするために <u>買い取った旨</u> を証する書類					書類 B 当該土地を当該鳥獣の生息地として保存をするために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類			
②④	(イ) 当該土地を <u>買い取った旨</u> 及び当該土地が特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内のものである旨を証する書類 (ロ) ……………	……………	措置法 65 条の 4 1 項 24 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 28 号</u>		②④	(イ) 当該土地を <u>買い取ったものである旨</u> 及び当該土地が特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内のものである旨を証する書類 (ロ) ……………	……………	措置法 65 条の 4 1 項 24 号 措置法規則 22 条の 5 <u>1 項 29 号</u>	
②⑤	(イ) …………… (ロ) 当該土地等を当該協議に基づき	……………	措置法 65 条の 4 1 項 25 号 <u>措置法令</u>	……………	②⑤	(イ) …………… (ロ) 当該土地等を当該協議に基づき	……………	措置法 65 条の 4 1 項 25 号	……………

改 正 後					改 正 前				
	<u>買い取った 旨を証する 書類</u> (N)		<u>39条の5 28項 措置法規 則22条の 5 1項29号</u>			<u>買い取った ものである 旨を証する 書類</u> (N)		措置法規 則22条の 5 <u>1項30号</u>	

十二 第65条の5（（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除） 関係

改 正 後	改 正 前
（農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表） 65の5-2 措置法規則第22条の6に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表4のとおりである。	（農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表） 65の5-2 措置法規則第22条の6に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表4のとおりである。

改 正 後

改 正 前

別表4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一欄表

別表4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一欄表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
④	(i)
	(ii)			
	A			
	(A)		
	(B)		
	(C) <u>これ</u>	<u>福島県知事</u>		
	<u>らの資</u>			
	<u>産に係</u>			
	<u>る権利</u>			
	<u>の移転</u>			
	<u>につき</u>			
	<u>福島復</u>			
	<u>興再生</u>			
	<u>特別措</u>			
	<u>置法第</u>			
	<u>17条の</u>			
	<u>20の規</u>			
	<u>定によ</u>			
	<u>り公告</u>			
	<u>をした</u>			
	<u>旨及び</u>			
	<u>当該公</u>			
	<u>告の年</u>			
	<u>月日を</u>			
	<u>証する</u>			
	<u>書類</u>			
	B			

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
④	(i)
	(ii)			
	A			
	(A)		
	(B)		
	B			

改 正 後					改 正 前				
	(A)				(A)		
<hr/>					<hr/>				
<hr/>					<hr/>				

十三 第 67 条の 5 ((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p><u>67 の 5-1 の 2</u> 措置法令第 39 条の 28 第 1 項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p>	<p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p><u>67 の 5-1 の 3</u> 措置法令第 39 条の 28 第 1 項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p>

十四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期(1))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の64(4)－1の別表1（区分欄㉔に限る。）の取扱いは、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(経過的取扱い(2)…改正通達の適用時期(2))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の64(4)－1の別表1（区分欄㉔及び</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>5103</u>に限る。)並びに65の2-1及び65の2-2の取扱いは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号)の施行の日から適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い(3)・改正通達の適用時期(3))</u></p> <p>この法令解釈通達による改正後の65の4-17の別表3の区分欄2202(「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション(以下2202において同じ。)」又は「決議特定要除却認定マンション」に改正する部分に限る。)の取扱いは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から適用する。</p>	<p>(新 設)</p>